

石川県公報

令和2年9月15日

第13340号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

公 告	
○土地改良法第3条に規定する資格を有する者が行う土地改良事業に係る換地計画認可申請を相当とする決定及び縦覧公告 (農業基盤課) 1	○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課) 1
	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同) 1

公 告

土地改良法第3条に規定する資格を有する者が行う土地改良事業に係る換地計画認可申請を相当とする決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次のとおり同法第3条に規定する資格を有する者が行う土地改良事業に係る換地計画の認可申請を相当と決定したので、その関係書類を令和2年9月16日から同年10月16日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第96条において準用する同法第52条の3第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議を申し出ることができる。

令和2年9月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
室地区ほ場整備組合	室地区	換地計画書の写し	内灘町都市整備部地域産業振興課

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、白山市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
白山都市計画地区計画(白山市松任駅北相木第二地区)	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、白山市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
白山都市計画用途地域	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課

